

老高発 0704 第 1 号
老認発 0704 第 3 号
令和 6 年 7 月 4 日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局 高 齢 者 支 援 課 長
認知症施策・地域介護推進課長
（ 公 印 省 略 ）

「ケアプランデータ連携標準仕様」について

介護保険行政の推進につきましては、日頃よりご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。
介護分野における業務効率化を図るためには、ICT を活用した情報連携が重要です。
そのため、異なるベンダーの介護ソフト間であってもデータ連携ができるよう、厚生労働省において「居宅介護支援事業所と訪問介護などのサービス提供事業所間における情報連携の標準仕様」を作成し、「居宅介護支援事業所と訪問介護などのサービス提供事業所間におけるデータ連携のための標準仕様について」（令和 5 年 6 月 16 日老高発 0615 第 1 号、老認発 0615 第 1 号）によりお示ししているところです。

今般、介護予防支援・介護予防ケアマネジメントをデータ連携の対象とし、名称を「ケアプランデータ連携標準仕様」とする等の改訂を行いました（別添 1）。

各都道府県におかれては、本通知の内容について、管内市区町村、介護事業者、関係団体、関係機関等に対して周知いただくよう、お願いいたします。

なお、この通知の発出に伴い、従前の「居宅介護支援事業所と、介護サービス提供事業所や医療機関等との間におけるデータ連携のための標準仕様について」（令和 5 年 6 月 15 日老高発 0615 第 1 号、老認発 0615 第 1 号）別添 1 に替えて本通知における別添 1 を適用するものとします。

「入退院時情報連携標準仕様」及び「訪問看護計画等標準仕様」については、引き続き、「居宅介護支援事業所と、介護サービス提供事業所や医療機関等との間におけるデータ連携のための標準仕様について」（令和 4 年 8 月 12 日老高発 0812 第 1 号、老認発 0812 第 1 号、老老発 0812 第 1 号）の別添 2 及び別添 3 を適用することを申し添えます。